



塩尻市

Shiojiri City

おくやみ ハンドブック

おくやみサポートコーナーの予約

【電子申請予約】



市民課くらしの相談係

死亡記載戸籍の発行は、

- ☐ 月 日 以降です。
☐ 本籍地の市町村へお尋ねください。

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

塩尻市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続につきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

塩尻市役所 0263-52-0280

事前準備について

塩尻市役所にて各種手続をする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

おくやみサポートコーナーの予約

おくやみサポートコーナーは電子申請（表紙のQRコードを読み取る）または電話予約となります。詳細はP3「予約方法について」をご覧ください。



STEP 2

各種手続の確認

該当手続についてチェックリストで確認し、詳しい説明は各種手続ページをご覧ください。

STEP 3

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物」および各種手続ページに記載の持ち物をご確認ください。

STEP 4

委任状について

住民票および戸籍証明の取得、世帯主変更の手続を委任できる委任状が48ページにあります。必要な場合はご利用ください。

STEP 5

ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちの上、塩尻市役所へお越しください。

※おくやみサポートコーナーの予約をしなくても手続は可能ですが、その場合はご自身で手続を確認していただき各担当課の窓口をまわっていただくことになります。

来庁時の持ち物について

手続によって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

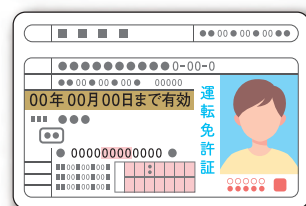
亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金証書または年金手帳）
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなり葬祭を行った場合、葬祭費が請求できます。
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 福祉医療費受給者証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類
健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など
※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみサポートコーナーのご案内

塩尻市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみサポートコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に電子申請または電話予約が必要です。

※おくやみサポートコーナーを予約できるのはお亡くなりになった方が塩尻市民の場合です。

おくやみサポートコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。



●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。
(※手続きの種類によっては書類の記載をお願いする場合があります。)

●手続きに必要な住民票や戸籍証明をその場で取得できます

住民票は同一世帯の方、住民票除票は手続きする方、戸籍証明は直系の親族の方が請求できます。それ以外の方が来庁する場合は委任状(48ページ)が必要です。
戸籍証明について、本籍地が塩尻市以外の場合も取得が可能です。ただし委任状を使つての請求はできません。

●専用ブースで安心して相談できます

予約方法について

希望日の7営業日前までにご予約ください。

以下のいずれかの方法で予約してください。

●電子申請

- ① 右下のQRコードをスマートフォン等で読み取る。
- ② 画面の指示にしたがって申請する。



●電話予約

電話番号：**0263-52-0280** 内線 1196

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで(土・日・祝休日・年末年始を除く)

担当：塩尻市役所本庁舎1階市民課くらしの相談係

身近な人が亡くなった後の手続などの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続 ○公共料金などの手続 (54 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(57 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (58 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (57 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (58 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

塩尻市で必要な手続については7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続を済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	3人以上世帯の世帯主だった	P.8
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9-10
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11-12
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.13
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.14
	☐	農業者年金を受給していた	
	☐	年金等受給権者死亡の際の手続について	P.15-16
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.17
	☐	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた・固定資産を持っていた	P.18
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.19-20
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.21
	☐	介護保険料を納付していた	
高齢者	☐	高齢者世帯タクシー利用料金助成券を利用していた	P.22
	☐	寝台タクシー利用料金の助成を受けていた	
	☐	緊急通報装置レンタル料等助成事業を利用していた	P.23
	☐	高齢者福祉電話基本料金補助事業を利用していた	P.24
	☐	配食見守りサービスを利用していた	P.25
	☐	介護用品券を支給されていた	
	☐	はいかい探知機を市から借りていた	P.26
	☐	訪問理美容利用券を使ってサービスを受けていた	
(障がい)福祉	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.27
	☐	家族に療育手帳または身体障害者手帳を交付されている人がおり、保護者欄に亡くなった方が記載されている場合	
	☐	障害児福祉手当を受給していた	P.28

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	特別障害者手当を受給していた	P.28
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.29-30
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.31
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.31-32
	☐	福祉医療費受給者証を交付されていた(障がい)	P.33
	☐	障害者タクシー利用料金助成券を利用していた	
	☐	障害児通所サービス(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)を利用していた	P.34
	☐	障害福祉サービスを利用していた	
水道 上下	☐	上下水道を使用していた	P.35
	☐	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
市営住宅	☐	名義人が亡くなり同居人が引き続き居住する	P.36
	☐	名義人以外の方が亡くなり世帯員が引き続き居住する	
	☐	退去する(ひとり世帯または世帯全員転居する場合)	P.37
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.38
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.39
	☐	福祉医療費受給者証を交付されていた(子ども)	P.40
	☐	福祉医療費受給者証を交付されていた(ひとり親)	
	☐	養育医療券を交付されていた	P.41
その他	☐	クリーンセンターへのごみの搬入	P.42
	☐	道路、水路用地等を占有していた	
	☐	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	P.43
	☐	東山霊園聖地の使用者だった	
	☐	犬の飼い主だった	P.44
	☐	農地を所有していた	
	☐	山林を所有していた	P.45

1. 住民登録に関する手続

マイナンバーカードを持っていた

手続 カードの廃止

手続詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 カードの返却は任意となります。（返却義務はありません。） ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなりますので <u>番号を控えておくことをお勧めします。</u>	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	市民課市民窓口係 ☎ 0263-52-0771 （マイナンバー専用）

印鑑登録をしていた

手続 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	市民課市民窓口係 ☎ 0263-52-0280 （内線 1123、1124）

3人以上世帯の世帯主だった

手続 世帯主の変更

手続詳細	期 限
世帯主変更が必要になります。	死亡日から 14 日以内
	手続可能な人
	同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続に来る方の本人確認書類 ☐ 同一世帯員以外の方が手続する場合のみ:委任状 (48 ページ)	市民課市民窓口係 ☎ 0263-52-0280 (内線 1123、1124)

MEMO

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

2. 保険に関する手続

国民健康保険に加入していた

手続 ① 被保険者証及び各種認定証の返却

手続詳細	期 限
被保険者証及び各種認定証を回収します。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 ☐ 亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証などお持ちの場合） ☐ 国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証	市民課国保年金係 ☎ 0263-52-0772

手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられ、葬祭を行ったときは、喪主（葬祭執行者）の方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が、加入していた健康保険組合等から葬祭費を給付された場合は、申請できません。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続可能な人
	喪主（葬祭執行者）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 喪主の方の通帳またはキャッシュカード	市民課国保年金係 ☎ 0263-52-0772

手続 ③ 相続人代表者及び還付口座の届出

手続詳細	期 限
相続人の方の中で代表をお決めいただき、保険税の精算や書類の受取をお願いします。	約 2 週間以内
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の方の通帳またはキャッシュカード ☐ 相続人であることが分かる書類を求める場合があります。 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等	市民課国保年金係 ☎ 0263-52-0772

MEMO

2. 保険に関する手続

後期高齢者医療保険に加入していた

手続 ① 被保険者証及び各種認定証の返却

手続詳細	期 限
被保険者証及び各種認定証を回収します。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 ☐ 亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証などお持ちの場合）	市民課国保年金係 ☎ 0263-52-0772

手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられ、葬祭を行ったときは、喪主（葬祭執行者）の方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続可能な人
	喪主（葬祭執行者）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 喪主の方の通帳またはキャッシュカード	市民課国保年金係 ☎ 0263-52-0772

手続 ③ 誓約書兼振込口座届

手続詳細	期 限
相続人の方の中で代表をお決めいただき、保険料の精算や書類の受取をお願いするものです。 また、被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に振込先の変更ができます。	約2週間以内
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の方の通帳またはキャッシュカード ☐ 相続人であることが分かる書類を求める場合があります。 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し	市民課国保年金係 ☎ 0263-52-0772

手続 ④ 相続人による送付先変更届の提出

手続詳細	期 限
お亡くなりになられた後に発送される給付に関する各種書類（高額療養費や高額介護合算等に関するもの等）の送付先を、相続人の方のご住所に変更いただくものです。	約2週間以内
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人であることが分かる書類を求める場合があります。 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等	市民課国保年金係 ☎ 0263-52-0772

3. 年金に関する手続

国民年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なりますので、市民課国保年金係へお問い合わせください。	—
	手続可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
☐ 15～16 ページに記載の「年金等受給権者死亡の際の手続について」をご確認ください。	市民課国保年金係 ☎ 0263-52-0772

厚生年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なりますので、市民課国保年金係へお問い合わせください。	—
	手続可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
☐ 15～16 ページに記載の「年金等受給権者死亡の際の手続について」をご確認ください。	市民課国保年金係 ☎ 0263-52-0772 松本年金事務所 ☎ 0263-25-8100

共済年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なりますので、事前に各共済組合へお問い合わせください。	—
	手続可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 15～16 ページに記載の「年金等受給権者死亡の際の手続について」をご確認ください。	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、ご遺族の方は住所地のJAへ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	—
	手続可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できるもの（住民票の写しまたは除籍抄本等） ☐ 未支給年金、死亡一時金がある場合は、亡くなられた方と請求者の続柄を確認できる、戸籍謄本等	農業委員会事務局 ☎ 0263-52-0810 松本ハイランド農協 塩尻支所 ☎ 0263-53-4783 洗馬農協 ☎ 0263-52-0108

年金等受給権者死亡の際の手続について

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

1 国民年金、厚生年金、共済組合から年金を受給されていた方

年金受給者がお亡くなりになった場合、生計同一であったご親族は、お亡くなりになった月までの年金を請求することができます。

未支給の年金を受けるべき者の順位は、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹およびこれらの方以外の三親等内の親族となります。

(1) 請求先…請求される方のお住まいのお近くにある年金事務所

ただし、請求される方のご住所が塩尻市内にある方は、塩尻市役所市民課国保年金係でお手続可能な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

(2) お持ち(準備)いただくもの

□ 年金証書(亡くなられた方のもの)

(年金証書を紛失してしまった方はお申し出ください。)

□ 戸籍(除籍) 謄(抄) 本または法定相続情報一覧図【原本】

(死亡者と請求者の身分関係を明らかにできるもの。)

□ 世帯全員の住民票【原本】(請求される方のもの)

※請求される方のマイナンバーを提示・記入していただくと、添付は不要です。

(本籍、世帯主名、続柄の記載あるもの。住所のある市区町村役場で取得してください。)

□ 預金通帳(請求される方の名義のもの)

(未支給年金がある場合に振り込まれる口座です。「フリガナ」が記載された部分のコピーが必要です)

□ マイナンバーカード(請求される方のもの)

マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の①と②を持参してください。

①マイナンバーを確認できる書類：個人番号の表示のある住民票、マイナンバー通知カード

②身元(実存) 確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

※マイナンバーで請求されない場合、世帯全員の住民票【原本】を持参してください。

□ 生計同一関係に関する申立書

(死亡者と請求者の住所(住民票)が異なる場合に必要です。)

【留意事項】

○住民票、戸籍(除籍) 謄本もしくは抄本の請求等について

- ・住民票は原則として、同一世帯の方しか請求することができません。住民票の必要な方と別世帯の方が請求される場合は委任状が必要です。
- ・戸籍(除籍) 謄本もしくは抄本は原則として、本人または配偶者、直系の親族(子、父母、孫、祖父母)の方しか請求することができません。代理の方が請求される場合は委任状が必要です。
- ・取得された住民票、戸籍の原本の返却を希望される場合はお申し出ください。

お問い合わせ先

- ・戸籍や住民票に関すること
- ・年金に関すること

市 民 課

市民窓口係
国保年金係

電話 (0263) 52-0280 (代)

内線 1121 ~ 1124

内線 1125 ~ 1128

2 共済年金、年金基金、恩給を受給されていた方

- (1) 亡くなられた方が**共済年金**（公務員共済や学校共済、警察共済など）のみを受給していたときは、各共済組合へ直接ご確認をいただき、手続をお願いいたします。
- (2) 亡くなられた方が**国民年金基金・厚生年金基金**を受給していたときは、各基金へ直接ご確認をいただき、手続をお願いいたします。
- (3) 亡くなられた方が軍人恩給などの**恩給**を受給していたときは、総務省恩給局へ死亡の届出をお願いいたします。この届出は電話でできます。

→恩給相談専用電話 (03) 5273-1400

3 遺族年金の請求となる場合

- 手続に必要な書類については、事前に年金事務所へご確認をお願いします。
その際、亡くなられた方の基礎年金番号の分かる書類をご準備ください。
- 請求者ご本人が年金事務所へ手続に行くことができない場合は、委任状が必要となります。
- 相談窓口は混み合いますので、お手続の際は事前予約をお勧めします。

お問い合わせ先

- 松本年金事務所 お客様相談室
住所 〒390-8702
松本市鎌田 2-8-37
電話 0263-25-8100（代表）
※自動音声案内「1」→「2」
- 年金受給に関する来訪相談の予約
0570-05-4890（ナビダイヤル）
※050で始まる電話でおかけになる場合
03-6631-7521（一般電話）



4. 税金に関する手続

市税の納付が済んでいない

手続 ① 納付に係る手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付する必要がありますので、既に届いている納税通知書で納付をしてください。 納税通知書が手元にない場合及び納税状況が不明な場合はご連絡ください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	債権管理課 ☎ 0263-52-0628

手続 ② 口座振替停止の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話で口座振替停止の手続をご案内します。	なし
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	債権管理課 ☎ 0263-52-0628

MEMO

市民税・県民税・森林環境税が課税されていた・固定資産を持っていた

手続 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、市民税・県民税・森林環境税・固定資産税の納税通知書や還付に関する書類等は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定（変更）届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※「相続人代表者指定（変更）届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。 ※1月2日以降に亡くなられた場合は、翌年度の市民税・県民税・森林環境税の課税対象になります ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。	相当な期間（概ね2か月）
	手続可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 ☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） 【法定相続人以外の方が相続される場合】 ☐ 遺言書の写し等	税務課市民税係 ☎ 0263-52-0638 税務課資産税係 ☎ 0263-52-0639

MEMO

4. 税金に関する手続

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続 ① 廃車の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続をしてください。 ※4月1日までに廃車の手続をした場合、以降の軽自動車税は課税されません。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続に来る方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 相続人以外の方が手続する場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先 税務課市民税係 ☎ 0263-52-0638

MEMO

手続 ② 相続人への名義変更

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続をしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。 ※125ccを超える自動二輪車は運輸支局、軽四輪・軽三輪自動車は軽自動車検査協会へお問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続に来る方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 相続人以外の方が手続する場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先 税務課市民税係 ☎ 0263-52-0638

MEMO

5. 介護保険に関する手続

65歳以上または介護認定を受けていた

手続 被保険者証等の返却

手続詳細	期 限
介護保険被保険者証、及び各種証書等を回収します。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の介護保険被保険者証 ☐ 亡くなられた方の各種認定証書類（負担割合証、負担限度額認定証、介護サービス利用助成券などお持ちの場合）	介護保険課 ☎ 0263-52-0285

介護保険料を納付していた

手続 相続人代表者及び還付口座の届出

手続詳細	期 限
相続人の方の中で代表をお決めいただき、保険料の精算や書類の受取をお願いします。 また、被保険者が高額介護サービス費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に振込先の変更ができます。	約2週間以内
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の方の通帳またはキャッシュカード ☐ 相続人であることが分かる書類を求める場合があります。 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等	介護保険課 ☎ 0263-52-0285

6. 高齢者に関する手続

高齢者世帯タクシー利用料金助成券を利用していた

手続 資格喪失届の提出と未使用分の高齢者世帯タクシー利用料金助成券の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が塩尻市高齢者世帯タクシー利用料金助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の塩尻市高齢者世帯タクシー利用料金助成券があれば返却となります。	なし
	手続可能な人 申請者、親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の塩尻市高齢者世帯タクシー利用料金助成券 ☐ 高齢者世帯タクシー利用料金助成券資格喪失届の提出	地域共生推進課 高齢支援係 ☎ 0263-52-0280 (内線 2127)

寝台タクシー利用料金の助成を受けていた

手続 資格喪失届の提出と未使用分の寝台タクシー利用料金助成交付申請書の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が塩尻市寝台タクシー利用料金の助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の塩尻市寝台タクシー利用料金助成交付申請書があれば返却となります。	なし
	手続可能な人 申請者、親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の塩尻市寝台タクシー利用料金助成交付申請書 ☐ 高齢者世帯タクシー利用料金助成券資格喪失届の提出	地域共生推進課 高齢支援係 ☎ 0263-52-0280 (内線 2127)

6. 高齢者に関する手続

緊急通報装置レンタル料等助成事業を利用していた

手続 必要書類を提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が緊急通報装置レンタル料等助成事業補助金を受けていた場合、補助金の交付決定を受けてから亡くなられた月までの月額レンタル料金及び撤去費用に対する補助金を代表相続人に交付するため、必要書類を提出していただきます。	なし
	手続可能な人 代表相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 実績報告書 ☐ 請求書 ☐ 相続人の通帳またはキャッシュカード ☐ 相続人の印鑑 ☐ 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等	地域共生推進課 高齢支援係 ☎ 0263-52-0280 （内線 2127）

MEMO

高齢者福祉電話基本料金補助事業を利用していた

手続 必要書類を提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者福祉電話基本料金補助金を受けていた場合、補助金の交付決定を受けてから亡くなられた月までの月額基本料金に対する補助金を代表相続人に交付するため、必要書類を提出していただきます。	なし
	手続可能な人
	代表相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 実績報告書 ☐ 請求書 ☐ 相続人の通帳またはキャッシュカード ☐ 相続人の印鑑 ☐ 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等	地域共生推進課 高齢支援係 ☎ 0263-52-0280 （内線 2127）

MEMO

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

6. 高齢者に関する手続

配食見守りサービスを利用していた

手続 サービス利用の中止手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が配食見守りサービスを利用していた場合、利用中止手続が必要です。	なし
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護保険課介護相談係 ☎ 0263-52-0280 (内線 2133)

介護用品券を支給されていた

手続 未使用の介護用品券の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が介護用品券を支給されていた場合、未使用分の介護用品券を返却してください。	なし
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の塩尻市介護用品券	介護保険課介護相談係 ☎ 0263-52-0280 (内線 2133)

はいかい探知機を市から借りていた

手続 探索機器の返却

手続詳細	期 限
市からははいかい探知機を借りていた場合、サービス利用辞退届を提出し、借りていた機器を返却してください。	なし
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 借りていた探索機器一式	介護保険課介護相談係 ☎ 0263-52-0280 (内線 2133)

訪問理美容利用券を使ってサービスを受けていた

手続 未使用の訪問理美容利用券の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が訪問理美容利用券を支給されていた場合、サービス利用辞退届を提出し、未使用分の利用券を返却してください。	なし
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の訪問理美容利用券	介護保険課介護相談係 ☎ 0263-52-0280 (内線 2133)

7. 福祉（障がい）に関する手続

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続 手帳の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉支援課障がい福祉係 ☎ 0263-52-0280 (内線 2116)

家族に療育手帳または身体障害者手帳を交付されている人がおり、 保護者欄に亡くなった方が記載されている場合

手続 記載事項変更届

手続詳細	期 限
療育手帳または身体障害者手帳（身体障害者手帳保持者が15歳未満の場合）の保護者欄を削除するか、保護者の変更をします。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ お持ちの療育手帳または身体障害者手帳	福祉支援課障がい福祉係 ☎ 0263-52-0280 (内線 2115)

障害児福祉手当を受給していた

手続

障害児福祉手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払手当支給請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 扶養義務者の印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、扶養義務者の振込口座のわかるもの	福祉支援課福祉給付係 ☎ 0263-52-0684

特別障害者手当を受給していた

手続

特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払手当支給請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉支援課福祉給付係 ☎ 0263-52-0684

7. 福祉（障がい）に関する手続

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の方の場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。 他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続となります。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) ☐ 未払い分がある場合は、手当の支給対象児童の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者と支給対象児童の戸籍証明書、振込口座の通帳の写し ☐ 受給者と同居親族の印鑑	福祉支援課福祉給付係 ☎ 0263-52-0684

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

【児童が亡くなられた場合】

手続

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、
特別児童扶養手当証書の返還
（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の方の場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。 他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続となります。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受給者の印鑑	福祉支援課福祉給付係 ☎ 0263-52-0684

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の破棄

手続詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を破棄してください。	手続可能な人 なし
必要なもの	問い合わせ先
	福祉支援課障がい福祉係 ☎ 0263-52-0280 （内線 2116）

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続 必要書類の提出

手続詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続が必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内 手続可能な人 年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書（原本） ☐ 亡くなられた方の住民票除票または死亡の記載のある戸籍謄本もしくは除籍謄本 ☐ 加入証書、口数追加加入証書（2口加入の場合） ☐ 年金を受給する方の住民票または戸籍謄本 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの ☐ 手続可能な人の印鑑	福祉支援課障がい福祉係 ☎ 0263-52-0280 （内線 2116）

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続 必要書類の提出

手続詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金の請求及び、資格停止の手続が必要です。	受給予定者が 亡くなられた日から3年以内
	手続可能な人
	年金加入者または、 扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票または死亡の記載のある戸籍謄本 もしくは除籍謄本 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票または戸籍謄本 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの ☐ 加入証書、口数追加加入証書（2口加入の場合） ☐ 手続可能な人の印鑑	福祉支援課障がい福祉係 ☎ 0263-52-0280 （内線 2116）

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続 必要書類の提出

手続詳細	期 限
年金の受給をしていた方が亡くなられた場合、資格停止の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票または死亡の記載のある戸籍謄本 もしくは除籍謄本 ☐ 手続可能な人の印鑑	福祉支援課障がい福祉係 ☎ 0263-52-0280 （内線 2116）

7. 福祉（障がい）に関する手続

福祉医療費受給者証を交付されていた（障がい）

手続 福祉医療費受給者証の返却及び、代表相続人口座届出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療費給付金を交付されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	なし
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の福祉医療費受給者証 ☐ 相続人の振込口座のわかるもの	福祉支援課福祉給付係 ☎ 0263-52-0684

障害者タクシー利用料金助成券を利用していた

手続 未使用分の障害者タクシー利用料金助成券の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害者タクシー利用料金助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の障害者タクシー利用料金助成券があれば返却となります。	なし
	手続可能な人
	申請者、親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の塩尻市障害者タクシー利用料金助成券 ☐ 障害者タクシー利用料金助成券資格喪失届の提出	福祉支援課障がい福祉係 ☎ 0263-52-0280 （内線 2115）

障害児通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用していた

手続 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または破棄

手続詳細	期 限
児童通所給付を受給していた方（保護者）が亡くなられた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証は破棄してください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証（保護者死亡の場合のみ）	福祉支援課障がい福祉係 ☎ 0263-52-0280 （内線 2115）

障害福祉サービスを利用していた

手続 障害福祉サービス受給者証の破棄

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証は破棄してください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	福祉支援課障がい福祉係 ☎ 0263-52-0280 （内線 2116）

8. 上下水道に関する手続

上下水道を使用していた

手続 名義変更または閉栓手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続が必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続可能な人 相続人または親族が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道お客さまセンター ☎ 0263-52-0863

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続 受益者変更届の提出

手続詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者変更の手続が必要です。 ※郵送手続可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があった 10日以内
	手続可能な人 相続人または親族が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
☐ 下水道事業受益者変更申告書（様式第8号）	下水道課下水道係 ☎ 0263-52-0869

9. 市営住宅に関する手続

名義人が亡くなり同居人が引き続き居住する

手続 承継手続

手続詳細	期 限
名義人を変更する手続を行います。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 同居人（同一住所の方）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書等 ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 完納証明書	長野県住宅供給公社 塩尻管理センター ☎ 0263-87-7420

名義人以外の方が亡くなり世帯員が引き続き居住する

手続 異動手続

手続詳細	期 限
世帯員変更のお手続が必要です。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 同居人（同一住所の方）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 世帯全員の住民票	長野県住宅供給公社 塩尻管理センター ☎ 0263-87-7420

9. 市営住宅に関する手続

退去する

手続 退去手続（ひとり世帯または世帯全員転居する場合）

手続詳細	期 限
亡くなられた方がひとり世帯だった場合または同居人の方が全員転居される場合は退去の手続が必要になります。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	親族または同居人 (同一住所の方)
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書等 ☐ 手続される方と亡くなった方の関係性が分かる書類(戸籍謄本等) ☐ 手続される方の通帳	長野県住宅供給公社 塩尻管理センター ☎ 0263-87-7420

MEMO

10. 子どもに関する手続

児童手当を受給していた

手続① 受給者変更手続

手続詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当の請求及び受給者の変更につき、手続が必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 健康保険証 ☐ 金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 児童を監護する方の印鑑 ☐ 本人確認書類 ☐ 児童名義の通帳またはキャッシュカード	福祉支援課福祉給付係 ☎ 0263-52-0684

手続② 減額または資格喪失の手続

手続詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、減額または資格喪失の手続が必要となります。	原則、児童が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
※受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	福祉支援課福祉給付係 ☎ 0263-52-0684

10. 子どもに関する手続

児童扶養手当を受給していた

手続① 受給者死亡の届出（受給者が亡くなられた場合）

手続詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続が必要ですので、ご相談ください。	14 日以内
	手続可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続を行う人の本人確認書類 ☐ 手続を行う人の印鑑	こども未来課こども未来 応援係 ☎ 0263-52-7313

手続② 減額または資格喪失の手続、証書の返却（対象児童が亡くなられた場合）

手続詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、減額または資格喪失の手続が必要となります。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童扶養手当証書	こども未来課こども未来 応援係 ☎ 0263-52-7313

福祉医療費受給者証を交付されていた（子ども）

手続 受給者証の返却

手続詳細	期 限
福祉医療費受給者証を交付されていた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって喪失となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 福祉医療費受給者証	福祉支援課福祉給付係 ☎ 0263-52-0684

福祉医療費受給者証を交付されていた（ひとり親）

手続 受給者証の返却

手続詳細	期 限
福祉医療費受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、受給者証は死亡日をもって喪失となりますので、返却または破棄してください。 【保護者が亡くなられた場合】 児童は新たに申請が必要です。	なし
	手続可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 福祉医療費受給者証 【保護者が亡くなられた場合】 ☐ 相続人の振込口座のわかるもの	福祉支援課福祉給付係 ☎ 0263-52-0684

10. 子どもに関する手続

養育医療券を交付されていた

手続詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、医療券は死亡日をもって失効となりますので、破棄してください。	なし
	手続可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	健康づくり課健康推進係 ☎ 0263-52-0854

MEMO

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

11. その他の手続

クリーンセンターへのごみの搬入

手続詳細	期 限
クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、クリーンセンターに提示してください。 ※一部クリーンセンターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が塩尻市外の場合は搬入できません。	なし 手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）	生活環境課廃棄物対策係 ☎ 0263-52-0679

道路、水路用地等を占用していた

手続 占用許可の廃止または変更手続

手続詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は占用廃止届の提出を、名義の変更をする場合は地位継承の手続をしてください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。	できるだけ速やかに 手続可能な人 継承を受ける方等
必要なもの	問い合わせ先
【道路、水路占用の廃止】 ☐ 占用廃止届及び占用許可書の写し 【名義の変更（相続される場合）】 ☐ 地位継承届出書及び、表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	建設課総務管理係 ☎ 0263-52-0280 （内線 1252）

11. その他の手続

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続 し尿くみ取り取消（変更）申請

手続詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または、世帯人数の変更手続が必要です。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ し尿汲み取り変更届書	生活環境課廃棄物対策係 ☎ 0263-52-0679

東山霊園聖地の使用者だった

手続 霊園使用者の承継手続

手続詳細	期 限
東山霊園聖地の使用者が亡くなられたときは、霊園の使用者を引き継ぐ、「承継」の手続が必要です。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	原則として二親等以内の親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 塩尻市霊園使用許可証 ☐ 亡くなられた方と承継者の続柄がわかる書類（戸籍謄本または戸籍抄本／写し可） ☐ 塩尻市外の方が承継される場合は、承継される方の、本籍記載の住民票（写し可）	生活環境課環境係 ☎ 0263-52-0744

犬の飼い主だった

手続 飼い主の変更手続

手続詳細	期 限
犬の飼い主が亡くなられたときは、犬の登録事項の変更が必要です。 新しい飼い主が市内在住の場合は、犬の登録事項変更届を生活環境課へ提出してください。 新しい飼い主が市外在住の場合は、塩尻市の鑑札をお持ちのうえ、新しい飼い主がお住いの市区町村へ届出してください。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	親族または関係者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	生活環境課環境係 ☎ 0263-52-0744

農地を所有していた

手続 農地の相続手続

手続詳細	期 限
農地を相続した方がのみが対象で、法務局へ相続登記が完了した後に、農地の相続届を農業委員会事務局へ提出してください。	法務局での相続手続完了後、できるだけ速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第3条の3の規定による届出書	農業委員会事務局 ☎ 0263-52-0810

11. その他の手続

山林を所有していた

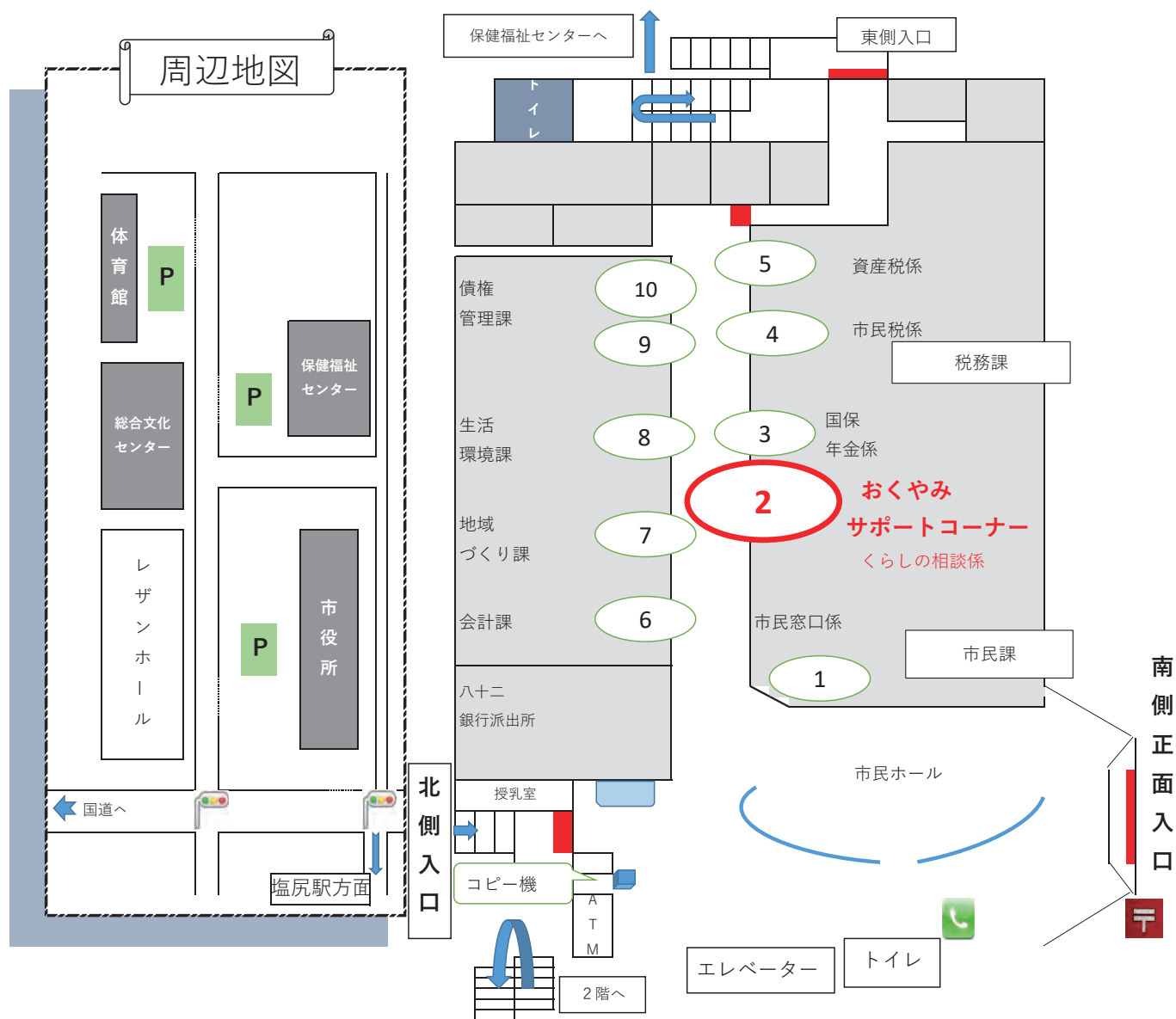
手続 山林の相続手続

手続詳細	期 限
山林を相続した方のみが対象で、法務局へ相続登記が完了した後に、耕地林務課林業振興係へお越しください。	法務局での相続手続完了後、できるだけ速やかに (所有者となった日から 90 日以内)
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出書（森林の土地の所有者届出書） ☐ その土地の登記事項証明書等権利を取得したことが分かる書類の写し	耕地林務課林業振興係 ☎ 0263-52-0824

MEMO

おくやみサポートコーナーのご案内

市役所 本庁舎 1階



チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

MEMO

委任状（おくやみサポートコーナー用）

令和 年 月 日（作成日）

塩尻市長あて

・個人情報を守るため、委任行為の確認と窓口での本人確認を厳格にさせていただいています。

・委任状は委任者本人がすべて記入してください。代理人が記入する箇所はございません。

委任者 (本人)	住 所			
	氏 名	署名または 記名・押印 シャチハタ 不可	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日 生
	電話番号	(昼間連絡の つくところ)		
代理人	住 所			
	氏 名		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日 生

私（委任者）は、上記の者を代理人と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

委任する内容

※必ず何を委任するか記入してください。未記入の場合は交付できません。
() の部分は対象者の氏名を記入してください。

①（故人） さんの死亡に伴う下記の事項に関する一切の権限

- ☐ 住民票の写し（除票）の交付申請及び受領に関する一切の権限
- ☐ 戸籍証明書（戸籍全部事項証明書、除籍謄本等）、戸籍の附票の写しの交付申請及び受領に関する一切の権限

② 委任者について下記の事項に関する一切の権限

- ☐ 住民票の写しの交付申請及び受領に関する一切の権限
- ☐ 戸籍証明書（戸籍全部事項証明書、除籍謄本等）、戸籍の附票の写しの交付申請及び受領に関する一切の権限
- ☐ 世帯主変更の異動手続きに関する一切の権限

※戸籍証明に関して委任する場合、下記もご記入ください。

取得を委任する 戸籍の本籍地	塩尻市 本籍地が塩尻市でない場合は交付できません。 また、記入いただいた地番に誤りがある場合は交付できません。
筆頭者	

注意事項

- 1 内容が白紙の状態のものは委任状として効力を有しません。窓口で代理人が記入することは認められませんので、全て委任者了承のもと、あらかじめ委任状を作成の上申請してください。
- 2 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法第159条・161条により罰せられます。
- 3 「塩尻市住民票の写し等の代理人交付に関する要綱」に基づき、交付された証明書の事実及び内容を委任者に通知します。

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

MEMO

令和6年
3月1日から

市区町村の窓口での

戸籍の証明書 の請求が便利 になります



ここが便利に！
1

どこでも

本籍地が遠くにある方でも、
最寄りの市区町村の窓口で
請求できます！

ここが便利に！
2

まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国
各地にあっても、1か所の市
区町村の窓口でまとめて請
求できます！

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局

ボクは
コセキツネ!



令和6年3月1日から、戸籍証明書等を最寄りの市区町村の窓口でも取れるようになるんだ! さらに、一か所の市区町村の窓口にとっても便利になるんだね!



そんなことないよ!



広域交付始まるの巻

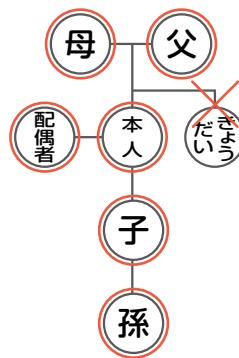


相続の手続をしたけれど、本籍地が全国各地にあるから戸籍証明書を集めるのが大変だなあ...



広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や代理人による請求はできません。)
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。



本人の戸籍証明書等だけでなく、夫又は妻(配偶者)・父母、祖父母など(直系尊属)・子、孫など(直系卑属)の戸籍証明書等も請求できるよ!



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

これで相続登記も
ばっちりだね!

最寄りの窓口で
取れたよ!



なるほど! /



きょうだいの戸籍証明書等は請求
できないから気をつけてね!



ほかにも
便利な制度が
始まるよ!

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索 🔍

法務省HP



空き家の今後について

「空き家を相続したけど、何から手を付ければいいのか」

「空き家を手放したいけど、どこに相談すればいいのか」など、空き家について分からないことはたくさんあると思います。塩尻市では、そのような場合のサポート制度を充実させています。一つ一つ整理してはいかがでしょう。

1 家族で話し合い、現状の把握、そして適切な管理を行いましょう！

☑家族みんなで空き家の今後を考えましょう！

・空き家を持続するのか、新たな方に託すのかをしっかりと話し合いましょう。

☑相続登記を済ませましょう！

・相続登記の申請が義務化されました。長野県地方法務局松本支局か長野県司法書士会へご相談ください。

☑適正な管理を行いましょう！

・空き家を持続する場合も、手放す場合も、周りの方の迷惑にならないように適切な管理を行いましょう。

☑家の中や家の外を整理しましょう！

・家具や家財などを少しずつ整理し、自分で運べる場合は、塩尻クリーンセンターを活用しましょう。

2 空き家の利活用に関して市のサポート制度があります！

★空き家・空き地バンク制度について

・手放したいと思っている空き家等の情報を市や県のホームページ上に掲載し、全国各地から希望者を募ります。所有者と希望者が合意すればマッチング成功となります。



空き家・空き地バンクQRコード

★塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金（空き家補助金）について

・次の3つのメニューがあります。様々な条件等ありますので、必ず事前にご相談ください。

①整備事業（上限10万円） ②改修事業（上限50万円） ③解体事業（上限50万円）

※いずれも補助率は1/2です。



補助金QRコード

★空き家の利活用に関するワンストップ相談窓口の設置について

・塩尻市では、空き家の利活用に関する業務を「空き家コーディネーター」が在籍する（株）しおじり街元気カンパニーに委託し、ワンストップ相談窓口を設置しています。
小さなお困りごとでも、気兼ねなくご相談ください。

〈利活用に関するワンストップ相談窓口〉

〈空き家・空き地バンク、空き家補助金申請窓口〉

「塩尻市・空き家利活用業務委託先」

（株）しおじり街元気カンパニー

☎ 0263-88-8530

✉ iju.teiju@shiojiri-genki.com

塩尻市大門一番町12番2号

市民交流センター（えんぱーく）4階 405号室



空き家対策全般に関する市の担当課

塩尻市建設部建築住宅課 ☎0263-52-0280（内線1291、1292）

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

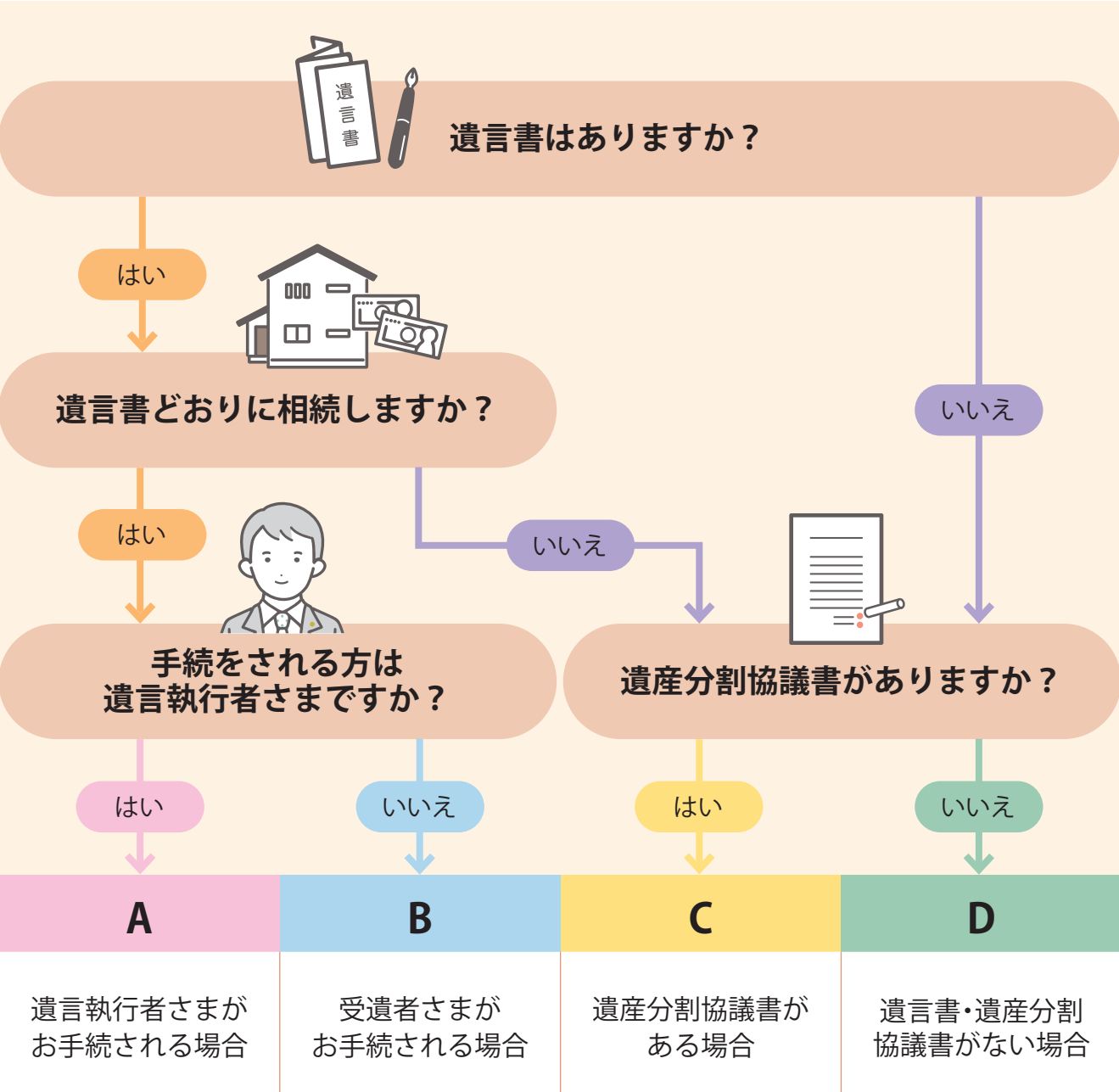
該当事項	☒	主な手続	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続	塩尻警察署 ☎ 0263-54-0110 中南信運転免許センター ☎ 0263-53-6611
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する保健福祉事務所（保健所）へお問い合わせください。	松本保健所 （松本保健福祉事務所） ☎ 0263-40-1938
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	☐	相続税の手続 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 松本税務署 ☎ 0263-32-2790
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	長野地方法務局松本支局 ☎ 0263-32-2567

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

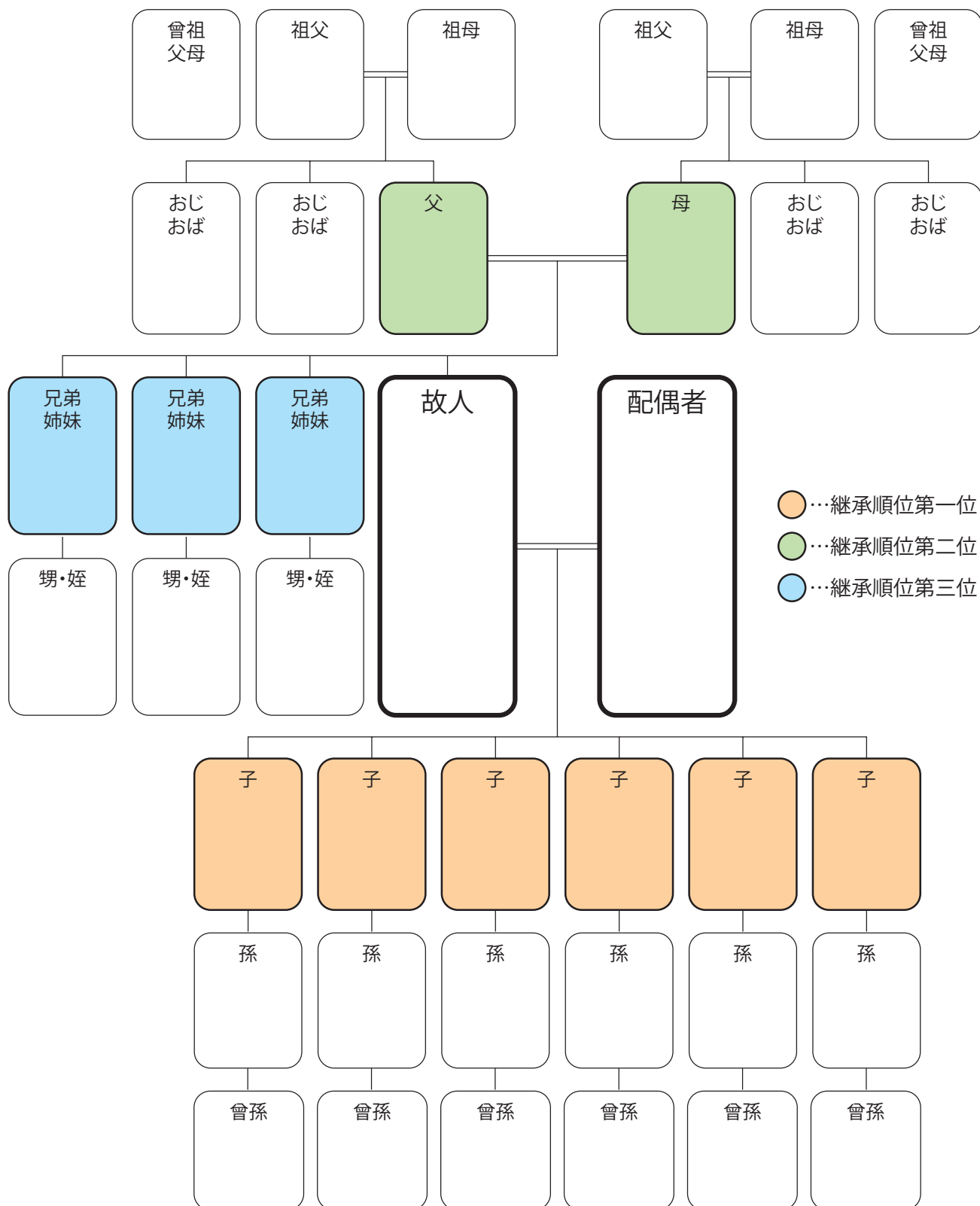
チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

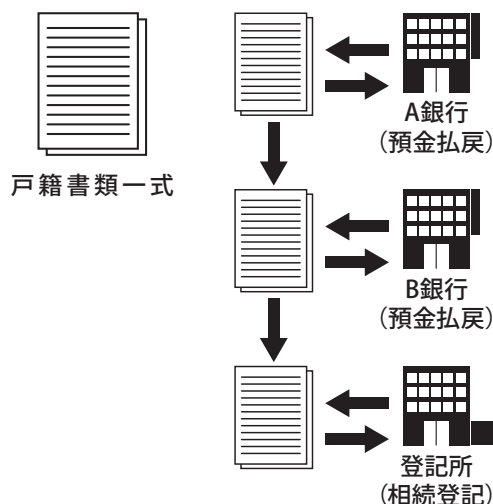
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

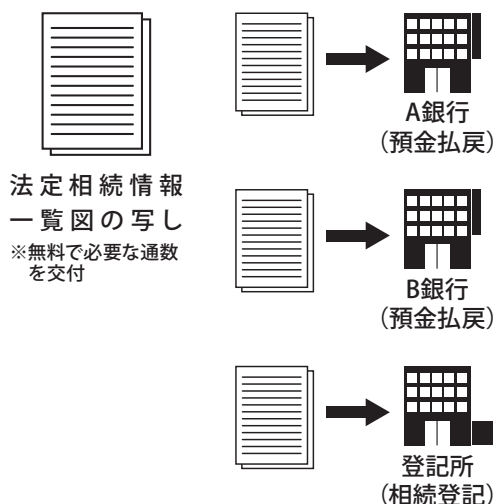
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

委任状

市役所外の主な手続き

相続について

MEMO

MEMO

MEMO

めんどろで複雑な相続問題

小林毅法律事務所が解決をサポート！

遺産分割

遺言執行

相続放棄

相続に関して
このようなことでお困りの方、
まずは**お気軽**に
ご相談ください

- ☑ 初めての相続でいろいろと分からない
- ☑ 遺言書が見つかったけれどどうしたらいいか分からない
- ☑ 相続のことで家族と話し合いにならない
- ☑ どこにいるのか分からない相続人がいる
- ☑ 遺産はいらないので放棄したい など

小林毅法律事務所 ☎0263-87-7870

弁護士 小林 毅（長野県弁護士会所属）

長野県塩尻市宗賀 71-505
タクトビル 2 階南

電話受付 9:00～17:00（土日祝を除く）

※時間外でも対応しますのでご相談ください
（要事前予約）



<https://www.kobayashi-lo.com/>

小林毅法律事務所 | 検索

相続問題解決サポート

<https://souzoku-k-law.com/>



広告

塩尻市の
解体に関するお悩み
解消致します

空き家
解体

倉庫等
解体

別荘解体

樹木伐採
抜根

**家屋解体
別荘・倉庫・
工場解体**

大切な土地を次へのステップへとつなぐお手伝い！

- ☑安全、安心の解体工事
- ☑良心的な値段と丁寧な対応説明



株式会社**逸見解体**

長野県松本市中山1196 ☎info@henmikaitai.com
FAX: 0263-50-4421 8時～17時（日曜・祝日休み）

長野県知事許可（般-5）第 26775 号 産業廃棄物収集運搬許可 2008237060 石綿含有建材調査者 2 名 長野県 SDGs 推進企業登録

お気軽にお問い合わせください。

☎0263-50-4418



<https://henmi-kaitai.com/>

松本市解体 逸見解体 | 検索

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

～太田屋が提供する商品・サービスのご案内～

お葬式のあとのご供養に寄り添います

 お位牌の購入  白木の位牌は「仮の位牌」です。四十九日を目安に本位牌をご準備して下さい。当社は多数の位牌を展示しています。	 お仏壇の購入  お仏壇は、ご先祖様への感謝と敬意を伝えるための大切なもの。モダン型や伝統型のお仏壇を多数展示しています。	 お仏壇の洗濯  お仏壇のヤニやススなどの汚れを洗剤で落とす泡洗浄や、本格的な修理・修復なども承っています。
 お墓の建立・改修  新規にお墓を建てたい方、または今あるお墓の修理や移動、新しいものに交換したいなどご相談承っています。	 墓じまい  お墓の維持・管理が難しいとお考えの方。お墓からご遺骨を取り出し、墓石を解体し、更地に戻すこともできます。	 お墓の戒名彫り  故人の戒名(法名)を墓石または墓誌に彫刻することです。四十九日や納骨式までに彫るのが一つの目安です。
 遺骨ペンダント  ご遺骨の一部を専用のペンダントに納め身につけることで、いつも身近に感じ、同じ時間を過ごすことができます。	 納骨オブジェ  大切な方のご遺骨をほんの少し手元に残して供養したい方に、ミニ骨壺などがおすすめです。	 粉骨供養  粉骨とは、ご遺骨をパウダー状に細かくすることで、散骨や自宅供養など多様な供養への対応が可能となります。
 海洋散骨  故人のご遺骨をパウダー状に粉骨して自然に還す埋葬方法です。全国各地の散骨ポイントからお選びいただけます。	 永代供養  様々な理由でお墓参りに行けない遺族に代わって、霊園や寺院がご遺骨を管理・供養してくれる埋葬方法です。	 カタログギフト  香典返しやご法事などのお返しに…。様々なシーンでご利用いただける感謝を込めた贈り物。

「専門店」だから安心! 供養に関するご相談は太田屋におまかせ下さい。

松本本店

松本市島立965-1

【営業時間】AM9:30～PM6:00

【定休日】毎週水曜日、年末年始

 **0120-267-163**



Google Maps
(松本合同庁舎前)



お仏壇と墓石の
太田屋

岡谷本町店

岡谷市本町3-10-1

【営業時間】AM9:30～PM6:00

【定休日】年末年始

 **0120-267-161**



Google Maps
(岡谷郵便局すぐ側)

相続税に関するご相談は 林 秀行税理士・行政書士事務所へ



- 遺産分割協議書の作成
 - 相続税の相談、申告書の作成
 - 相続した空き家の譲渡特例の相談
- など、相続に係る税金分野のご相談をトータルでサポートいたします。



林 秀行税理士・ 行政書士事務所

塩尻市大字大小屋20-29
MAIL: hayashi@k-h-tax.com
U R L: <https://hayashi-zeirishi-gyosei.com/>

TEL 0263-53-1467

MOBILE 090-2550-9337

営業時間 9:00 ~ 17:00 ※土日休み

HPは
こちらから



おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします



お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた生前準備パックを
専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します！



ご案内・ご相談からご紹介までお任せください！



0120-982-219

〔受付時間〕
9:00~17:30 (年中無休)
※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者とのお契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら





遺品整理士認定協会から
認められている優良事業所です



故人を偲ぶ お気持ちを込めて…
整理を通して精一杯させていただきます。

◀ お悩みの際はお気軽にご相談下さい！ ▶

故人の
生きた証を
整理したい

遺品整理

老後を見据えて
終活を
始めたい方

生前整理・断捨離

汚物の掃除、消臭、
消毒、除菌等、手が
付けられない作業

特殊清掃

溜めてしまった
ゴミ分別が
わからない

ゴミ屋敷片付け

自分で片付けたいが
容量の多い
箱がない

コンテナ貸出・設置回収

家屋解体、仏壇魂抜き、
庭木剪定、
骨董品査定・買取

オプションサービス



Before



After

お見積もり・ご相談
無料



0120-535-346

受付時間 8:30 ~ 18:00 (日曜・祝祭日定休)

株式会社 **メディカルサービス松本**

リサイクルショップ『カエル館』にて販売もしています

塩尻市大字洗馬 491-1

TEL : 0263-51-6557

FAX : 0263-51-6558

URL : <http://msm-eco.com/>

Mail : m.service.mt@kna.biglobe.ne.jp

■古物商許可証 長野県公安委員会 第481310800015号 ■産業廃棄物収集運搬業 長野県 2014083227 ■長野県知事(登4)第1022号





相続ってどうすればいいの？



遺産分割がスムーズにいかない



被相続人の借金があるかも

実際にご相談いただいた実績です

遺産分割 相続放棄 遺留分等

お困りの方はご相談ください



弁護士
池内 好史



Shiojiri Law Office

塩尻法律事務所

塩尻市大門 1113-3
オーイケビル2階D



ご相談はお電話または Web から
0263-75-3750 (平日 9:00 ~ 19:00)

所属：長野県弁護士会



墓石工事無料お見積り・カタログ請求受付中

本誌ご持参でカタログ価格・お見積り金額より5%特別割引いたします

洋型

石碑：インド黒御影石
外柵：白御影石



87万円

中山霊園

石碑：インド黒御影石
外柵：白御影石



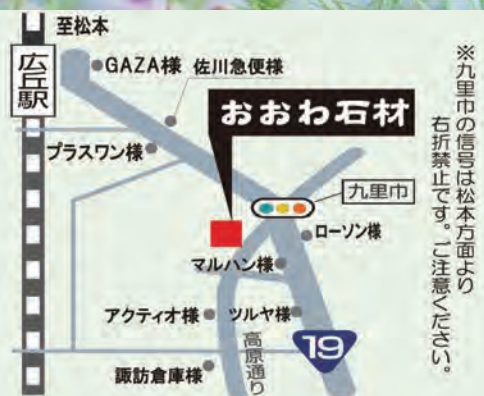
98万円

東山霊園

石碑：インド黒御影石
外柵：白御影石



98万円



※九里市の信号は松本方面より
右折禁止です。ご注意ください。

リフォーム・お直し等もお気軽にご相談ください
・追加彫り ・墓じまい ・修繕工事 など



おおわ石材

TEL (0263) 88-7331

塩尻市広丘堅石2145-363

不動産売却
なら
サンダイへ

相続

譲り受けたが
使わない

不用品

残置したまま
売却可能です

税金・登記

提携している
専門家と共に
サポートします

不動産売却

早く、簡単に
完了させたい

不動産

一戸建て

マンション

買取

いたします!

中古住宅専門

高価買取

秘密厳守

当社が直接買い取るため、
買主を探す必要がなく
速やかに売却できます。
また売却のために、
宣伝広告等を行う必要も
ありませんので
近所の方に知られる
心配もありません。
中古住宅専門会社として
住宅の価値を適切に判断し、
適正な買取額を
ご提示させていただきます。

セイくん



当社で買い取る4つのメリット

その1

専門業者なので
早い!

当社による買取ですので、
最短7日~30日で売却可能です。

その2

引き渡し
が
ラクラク!

不要な荷物、壊れた設備は
そのままでもOK!

その3

売主責任が
免責!

家の不具合や欠陥に対する
売主責任を免責とします。

その4

仲介手数料
0円!

ダイレクト取引ですのでその他
手数料は一切かかりません。

大切な
不動産を

早く

高く

確実に

に売るなら

サンダイの買取が
オススメ!

お電話1本ですぐに伺います

まずはご相談ください!
不動産のプロが親身に対応いたします

査定無料

※売却検討中の方
に限りです。

問い合わせ
窓口

TEL 0120-503-640

※当社規定により、買取不可となる場合がございます。



ネット申込みはこちら

中古住宅専門

SANDAI

株式会社サンダイ

〒399-0014長野県松本市平田東2丁目11-8

mail info-s@sandai-re.co.jp TEL 0263-75-6377 FAX 0263-75-6378

長野県知事(1)第5868号

(公社)長野県宅地建物取引業協会会員 / (公社)全国宅建業保証協会会員

[営業時間] 9:00~18:00

相続手続きのいろいろ

地域密着で経験豊富な専門家に相談してみよう

相談無料(初回)

見積無料(要面談)

他専門家との連携

- ◆不動産・預金・株式などの遺産相続
- ◆遺産分割協議書の作成、法定相続情報の作成
- ◆遺言書の検認、遺言書の作成
- ◆相続放棄・限定承認、先々代名義の不動産相続
- ◆海外在住者、消息不明者への対応
- ◆未成年者、成年後見(認知症等)への対応
- ◆相続税申告…提携する税理士を案内
- ◆土地分筆等…提携する土地家屋調査士を案内



きたざわ
法務司法書士事務所

KITAZAWA LEGAL-ESCORT OFFICE

司法書士 行政書士 北沢 浩明 長野県司法書士会登録782

☎(0263)87-7706

塩尻市大字広丘吉田1221-4【受付時間】平日9:00~18:00

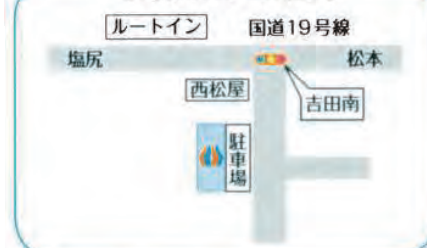
※夜間18:00~20:00 ご希望の方はご予約の際お申し出ください。

ホームページ

きたざわ法務

検索

事務所のご案内



空き家になった実家…
お手入れが出来ずに困っていませんか？

空き家管理

草刈り

剪定

ハウスクリーニング

水廻りの修理

不用品片付け

空き家の管理に困ったらまずご連絡ください

当店では**空き家管理サポート**をお客様の置かれている
状況・環境に応じて提案を行っています

見積は
無料です

えーえむサポート ☎090-8326-6072

〒399-6462 長野県塩尻市大字洗馬5366番地7
https://www.eemusupport.com

FAX: 0263-52-7506

営業時間 8時~19時(年中無休)

HPはこちら



大切なお品物リユースしませんか？



地域密着の買取専門店

遺品整理のお手伝い

1点から大量のお品物まで
スピーディーに対応致します。

TEL 0120-115-393

ご処分される前にお電話下さい。



かいとりデポ

〒399-0745 塩尻市大門並木町700-12

営業時間：9:00～17:00

定休日：水曜日

運営：ゼンシン株式会社 古物商許可証 第481322200005号

送る葬儀に心を込めて。創業60年の安心。

JA 松本ハイランド塩尻くらしの相談センター指定
JA 洗馬指定
塩尻造花グループ **しおじり会館**



会館使用料はどなた様でも無料です。
宗教、宗派問わずにご利用いただけます。

御遺体安置・御通夜からご葬儀まで
一貫して執り行えます
安置料・会館使用料はすべて無料です



自社製作ですので安価で
ご要望に応じた祭壇を製作いたします



明朗会計で安心 入会金・月々の積立金などは一切必要ありません

事前相談・施設からの搬送・御葬儀の受付は
365日・24時間受付

☎0263-51-5772


(有) 塩尻造花
<http://siojirizoka.com>



▲HPはこちら

しおじり会館

〒399-0705 塩尻市大字広丘堅石 2145-142
<https://siojiri-kaikan.com>



◆塩尻インターから 車で約10分 ◆塩尻駅から 車で約10分

発 行 塩尻市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2024 年 8 月